



給付認定について大切なお知らせ

お届け内容に変更が生じる場合は、速やかに手続きをしてください。

◆変更申請受理日が20日（閉庁日の場合は前開庁日）までのものは翌月からの変更になります。

正当な理由なく変更の申請を行わない場合は、「子ども・子育て支援法」第24条及び第30条の9の規定により認定の取り消しを行います。給付認定の内容に変更が生じる場合は、速やかに変更の申請を行ってください。

提出先：米沢市役所 子育て支援課 支援担当

認定内容または世帯等に変更が生じる場合は、次のページ以降をよくお読みいただき、必要書類を準備し、支給認定証（交付を受けている場合のみ）、本人確認書類（顔写真の入っている身分証明書）を持参の上、子育て支援課支援担当窓口にお越しください。手続きの際は、変更申請書の記入が必要となります。

きょうだいで申請をする場合は、児童ごとに証明書類を添付してください。2枚目以降は、証明書類の写し（コピー）を添付することも可能です。その際は、下の子に原本を、上の子にはその写し（コピー）を添付してください。なお、児童ごとに証明書類が添付されていない場合は、受理できませんのでご注意ください。また、証明書類は申請日の直近3ヶ月以内に交付された書類を添付してください。

- 認定区分・保育必要量の変更…1～2ページ ●保育を必要とする認定事由に変更が生じる場合…2ページ
- 就労先や勤務先、就労内容の変更が生じる場合…3ページ ●世帯等の変更が生じる場合…3ページ
- 保育の必要量・認定の有効期間…3ページ ●在園児の保護者が育休を継続するときの手続き…3～4ページ

問合せ先 市役所 子育て支援課 支援担当 TEL 0238-22-5111

変更手続きに関すること

1 認定区分の変更

変更事由	必要書類
新1号認定から新2号認定へ変更	➤ P2の3参照

※2号・新2号認定から1号・新1号認定へ変更する場合、必要書類はありませんが、変更申請をしていただく必要があります。

*1号認定の方が2号認定での利用を希望される場合は、新規申請が必要となります。ご希望の方は、子育て支援課支援担当にお問い合わせください。必要書類等ご案内いたします。

*1号認定の方が新2号認定も取得希望の方は、各施設または子育て支援課支援担当にお問い合わせください（書類等は各施設に提出となります）。

2 保育必要量の変更（新2号・新3号認定は除きます。）

変更事由	必要書類
① 就労状況が変わる（就労時間が短くなった、就労場所が変わった等）。 ※保育必要量の変更がない場合は、変更申請は不要ですが、就労証明書の提出は必要です。	➤ 就労証明書（米沢市指定様式）
② 保育短時間の認定を受けた方で次のような場合は、保育標準時間認定への変更も可能です。	
・産前・産後休業を取得する場合 ・勤務時間との関係から、常態として、施設が設定する保育短時間（8時間）認定に係る利用時間帯を超えて施設を利用せざるを得ないと市が認める場合で下記のいずれかに該当する場合	➤ 就労証明書（米沢市指定様式） ・産前産後休業を取得し保育標準時間へ変更の方は就労証明書8欄も要証明 ➤ 保育必要量変更申立書（米沢市指定様式）
◆ 1か月の就労時間は120時間に満たないものの、1日の就労時間が8時間以上となるような就労を常態（月に12日以上）としている場合	
◆ 1日の就労時間は8時間未満であるが、勤務時間との関係から、常態（月に12日以上）として施設が設定する保育短時間認定に係る利用時間帯を超えて施設を利用せざるを得ない場合	
◆ シフト制の勤務体系などにより、1か月の中で保育を利用する時間帯がまちまちで常態（月に12日以上）として施設が設定する保育短時間認定に係る利用時間帯を超えて施設を利用せざるを得ない場合	
※施設が設定する保育短時間認定に係る利用時間帯を超えて施設を利用せざるを得ない場合とは	
☐ 保育短時間利用の開始時間より、勤務時間の開始時間が早い場合	
☐ 勤務開始時間が、保育短時間利用の開始時間後、30分以内である場合（移動時間の考慮）	
☐ 保育短時間利用の終了時間より、勤務時間の終了時間が遅い場合	
☐ 勤務終了時間が、保育短時間利用の終了時間前、30分以内である場合（移動時間の考慮）	
※保育短時間認定を保育標準時間認定に変更することを決定した場合、「給付認定変更通知書」を送付します。前月20日まで手続きをされた場合、翌月から標準時間での利用が可能となります。	
※「保育標準時間認定」から「保育短時間認定」への変更を希望する場合も、「認定変更申請」が必要ですが、申立書の添付は必要ありません。	

3 保育を必要とする認定事由に変更が生じる場合

変更事由	必要書類
① 求職活動中の方で、就労が決まった場合	➤ 就労証明書（米沢市指定様式）
② 妊娠・出産による事由の場合	➤ 母子手帳の出産予定日が記入されているページの写し（※余白に母となる方の氏名を記入してください。）
③ 病気により働けなくなった場合	➤ 診断書（米沢市指定様式）
④ 介護や看護をする場合	➤ 常時介護又は看護が必要と明記された診断書（医療機関任意の用紙）
⑤ 失業等により、求職活動をする場合	➤ 求職活動申告書兼求職活動支援機関等利用証明書（米沢市指定様式）
⑥ 就学中の方で就労する場合	➤ 就労証明書（米沢市指定様式）
⑦ 求職活動等から就学する場合	➤ 在学証明書 ➤ 職業訓練校に在学の方は、期間など内容のわかる書類（コピー可）
⑧ 育児休業を取得する場合 P3～4 在園時の保護者が育児休業を取得するときの手続きをご覧ください。	➤ 就労証明書（米沢市指定様式） 但しNo.8, 9, 11欄も証明されているもの
⑨ 育児休業から仕事に復職する場合	➤ 就労証明書（米沢市指定様式） 但しNo.8, 9, 11欄も証明されているもの

※必要書類について写しが必要な場合、ご本人様で写しをとっていただくようお願いいたします。

4 就労先や勤務先、就労内容の変更が生じる場合

変更事由	必要書類
就労先や勤務先、就労内容の変更が生じる場合	➤ 就労証明書（米沢市指定様式）

5 世帯・住所等に変更が生じる場合

変更事由	必要書類
結婚や離婚等、世帯に変更が生じたとき	➤ 教育・保育給付認定変更申請書 兼 届出事項変更届 （様式は子育て支援課にあります。） ◎変更内容によって必要書類が異なりますので、変更が生じることが分かった時点でご相談ください。 ◎米沢市より転出される場合は、転出が分かった時点で市役所子育て支援課支援担当にご連絡ください。また、事前に転出先の市町村にご相談ください。

※必要書類は子育て支援課窓口または各利用施設からお受け取りいただくか、市HPからダウンロードしてください。

保育の必要性の事由による「保育必要量」・「認定の有効期間」は次のとおりです。
 （*保育必要量については新2号・新3号認定の方を除きます。）

保育必要量の区分 = 「保育標準時間認定」、「保育短時間認定」の2区分

保育標準時間 …… 1日11時間の保育 / 保育短時間 …… 1日8時間の保育

保育の必要性の事由	保育必要量	認定の有効期間（原則）
1 就労	保育標準時間	《2号・新2号》当該児童が小学校に就学する前まで （標準有効期間とします）
① 月120時間以上		《3号》当該児童が満3歳に達する日の前日まで
② 月48時間以上 120時間未満	保育短時間	《新3号》満3歳に達する日以降の最初の3月31日まで （標準有効期間とします）
2 妊娠・出産	保育標準時間	2の場合、出産予定日から数えて産前8週目の属する月の初日（支給認定初日）から、当該保護者の出産日から数えて8週間を経過する日の翌日の月の末日まで（※注意※「妊娠・出産」から「求職活動」へ変更する場合は、出産した子の入所申込が必須となります。） 3～5の場合、標準有効期間
3 疾病・障がい		
4 介護・看護		
5 災害復旧		
6 求職活動	保育短時間	申請月もしくは、退職日の翌月（給付認定初日）から3か月間 ※退職日は、子育て支援課で事業所に確認させていただきますのでご了承ください。
7 就学	就労の場合に準ずる	入学日の属する月の初日（給付認定初日）から、当該保護者の卒業予定日又は終了予定日の月の末日まで
8 育児休業	保育短時間	原則、最長で当該育児休業に係る子どもが満1歳の誕生日を迎える月の末日まで ※当該児童が年長児の場合、児童福祉の観点から必要と認められる場合は認定期間を延長することとします。
9 その他	全号に掲げるもののほか、各号に類するものとして市長が認める事由に該当する場合 ※認定区分、認定期間は状況に応じて判断します。	

在園児(2号・3号認定)の父・母が育児休業を継続するときの手続き

《家庭保育をされる場合》 ➡ 退所となります。

・「給付認定取消届 兼 退所届」（米沢市指定様式）を育児休業の取得開始月の20日（閉庁日の場合は前閉庁日）までに子育て支援課に提出してください。退所日は育児休業の取得開始日の月末日付となります。

《継続利用をされる場合》 ➡ 下記のすべての要件を満たす方は継続利用が可能です。

【要件】

要件1	産前6週よりも前から保育所に入所している児童が対象で、かつ当該児童の福祉の観点（環境の変化に留意するため）から継続入所の必要があると認められること
要件2	保護者の育児休業中も就労先との雇用契約が継続していて、育児休業終了後に復職することが決まっていること
要件3	出生した児童が1歳に達する日（誕生日の前日）の属する月までの入所申込をすること （例：10月1日生まれの場合、9月からの入所が必要なため、7月中に申込をすること。 10月2日生まれの場合、10月からの入所が必要なため、8月中に申込をすること。）
要件4	出生した児童の入所後1か月半以内に復職ができること

【継続入所ができる期間】

育児休業に係る子どもの兄姉が保育園・認定こども園等を利用している場合、継続入所ができるのは、出生した児童が1歳に達する日（誕生日の前日）の月末までです。

ただし、育児休業終了に伴い、出生した児童の入所申請をしたにも関わらず入所できず、やむを得ず育児休業を延長せざるを得ない場合は、育児休業を延長したことが確認できる就労証明書と変更届を提出することで、出生した児童が1歳に達する月の年度末まで継続入所期間を延長することができます。

なお、利用申し込み後、入所保留の状態が継続している場合（新年度の入所申請結果も含む）で、出生した児童が1歳に達する月の年度末までに入所できない場合は、育児休業を延長したことが確認できる就労証明書と変更届を提出することで、出生した児童の2歳の誕生日の前日の月末まで育児休業を理由とした入所期間の再延長が可能です。

※延長した育児休業期間中に入所が決定した場合は、入所日の翌月の15日までに復職する必要があります。

例：4月1日入所の場合→5月15日までに復職（5月14日までに育児休業を終了）

育児休業取得可能期間は勤務先によって異なりますので、勤務先にご確認ください。

【保育所等での保育時間】 育児休業中の保育時間は、保育短時間認定となります。

【必要な手続き】 ※米沢市役所子育て支援課の窓口へ届け出てください。

- ① 育児休業開始月の20日（閉庁日の場合は前閉庁日）までに就労証明書（育児休業取得予定期間も記載されているもの）を持参し、育児休業認定への変更手続きをしてください。
- ② 出生した児童が1歳に達する日の属する月までの入所申請の手続きをしてください。
- ③ 育児休業による認定の終了月と出生した児童の入所内定月の前月のどちらか早い月の20日（閉庁日の場合は前閉庁日）までに、就労証明書（育児休業認定から就労認定への変更月の翌月の15日までに復職することが記載されているもの）を持参し、就労認定への変更申請手続きをしてください。
ただし、出生した児童を祖父母等が家庭保育する場合や認可外施設等を利用する場合は、就労認定への変更月からの復職が必要です。

【育児休業対象児童のみ入所の場合の利用申込可能月】

復職日より利用可能月が異なります。

復職日が月の 1日～15日の場合・・・復職月の前月から入所可能

復職日が月の16日～31日の場合・・・復職月から入所可能

〔例〕 復職日 5月 1日 ⇒ 入所申込可能月 4月入所

復職日 5月16日 ⇒ 入所申込可能月 5月入所

【育児休業対象外児童（兄・姉）のみ入所の場合の利用申込可能月】

復職日より利用可能月が異なります。

復職日が月の 1日～31日の場合・・・復職月から入所可能（※復職月の前月からの入所は不可）

〔例〕 復職日 10月1日～10月31日 ⇒ 入所申込可能月 10月入所

【育児休業対象児童及び対象外児童の同時入所の場合の利用申込可能月】

復職日より利用可能月が異なります。

復職日が月の 1日～15日の場合・・・復職月の前月から入所可能

復職日が月の16日～31日の場合・・・復職月から入所可能

〔例〕 復職日 5月 1日 ⇒ 入所申込可能月 4月入所

復職日 5月16日 ⇒ 入所申込可能月 5月入所